

町道路線の区域変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり町道の区域を変更する。

その関係図面は告示の日から1ヶ月間、設楽町役場建設課において一般の縦覧に供する。

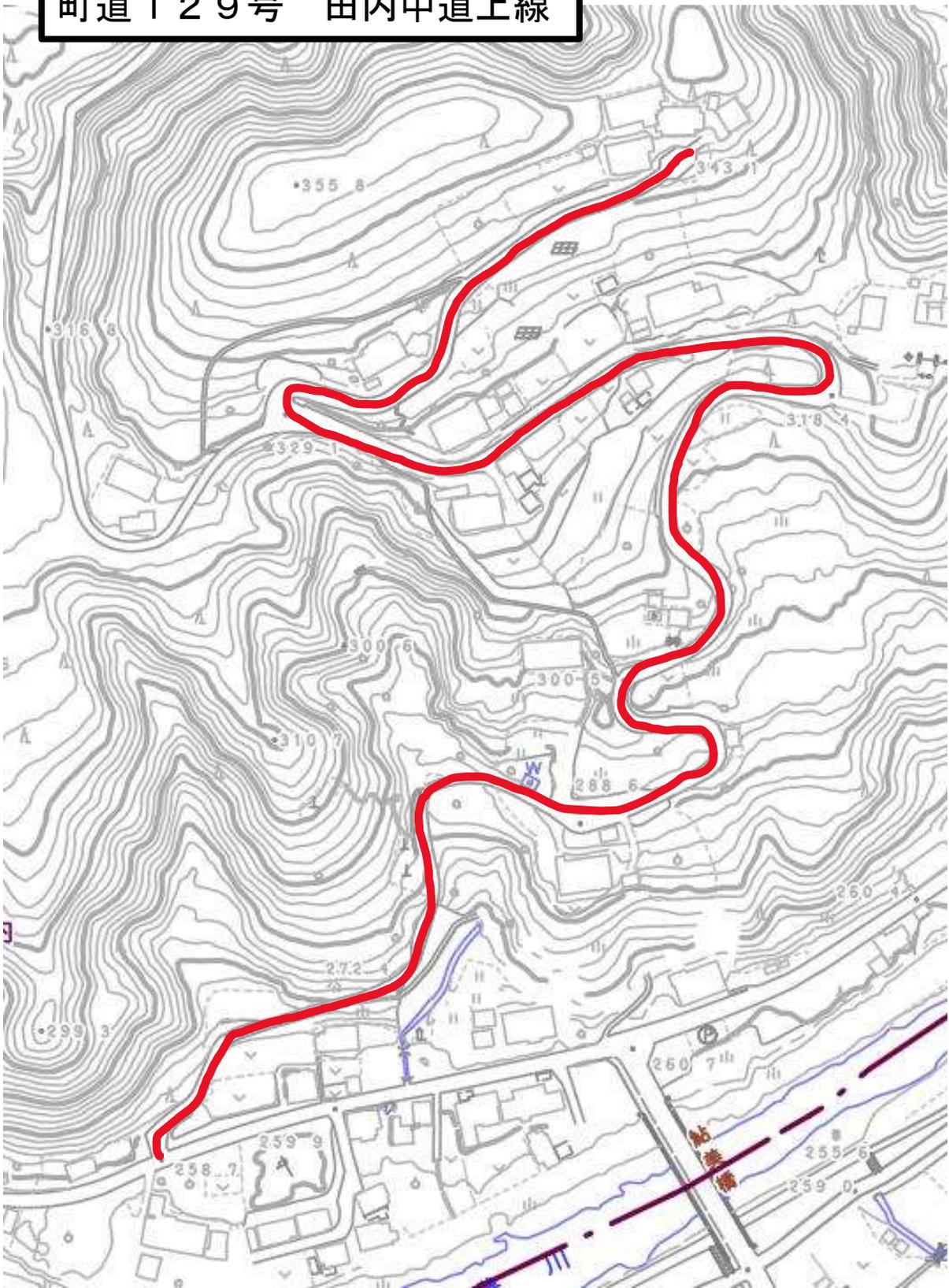
令和8年2月26日

設楽町長 土 屋 浩

区域変更路線

路線 番号	道路の 種 類	路 線 名	新旧 別	道 路 の 区 域		
				区 間	敷地の幅員 (m)	延長(m)
129	町道	田内中道上線	旧	田内字起7-6地先から 田内字中道上43地先まで	3.0~10.0	941.3
			新	田内字起7-6地先から 田内字中道上43地先まで	3.0~10.0	943.5
203	町道	飯田海老線	旧	平山字上貝戸12-2地先から 平山字宇洞平1-4地先まで	3.4~26.0	2902.3
			新	平山字上貝戸12-2地先から 平山字宇洞平1-4地先まで	3.4~26.0	3266.0

町道129号 田内中道上線



町道203号 飯田海老線

